

会長及び副会長の互選について

静岡県環境影響評価条例

第 46 条 この条例の規定により環境影響評価等に関する技術的な事項等を審議するため、静岡県環境影響評価審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2 審査会は、委員 15 人以内で組織する。

3 委員は、環境影響評価等に関し学識経験のある者のうちから、知事が委嘱する。

4 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前 3 項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

静岡県環境影響評価条例施行規則

(会長及び副会長)

第 44 条 審査会に、会長及び副会長 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。